

○知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付要綱

令和5年3月31日告示第29号

知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知名町における空き家等の有効活用を通して、町内への移住及び定住、産業振興、観光開発、交流促進等による地域の活性化等を図るため、知名町空き家等情報登録事業「空き家バンク」に関する要綱（平成26年知名町告示第13号）（以下「空き家バンク要綱」という。）において登録された物件を当該物件の所有者又は購入若しくは賃借した者が行う当該物件の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、知名町補助金等交付規則（平成18年知名町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空き家バンク要綱第2条第1項に規定する空き家（空き地を除く。）をいう。
- (2) 所有者 空き家バンク要綱第2条第2項に規定する所有者をいう。
- (3) 購入若しくは賃借するもの 交付を申請した時点で、本町若しくは和泊町に住民登録がされていない者かつ、売買若しくは賃貸した者の3親等以外の者をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 個人の場合は民法（明治29年法律第89号）第4条で定める成年
 - (2) 空き家等の所有者（自ら利用する場合は除く。）又は当該空き家等を購入若しくは賃借する者
 - (3) 町税の滞納のほか、町に対して債務不履行のない者
- 2 字も補助金の申請を行うことができるものとする。
- 3 補助金の申請は、対象物件1件につき1回限りとする。
- 4 反社会的勢力と認められる者は除く。

(補助対象者の決定)

第3条の2 補助対象者の決定は、住宅の用に供する場合は、原則、別に定める項目の合計点が高い順に決定する（ただし、合計点が同じ場合には抽選により決定する）。他の用に供する場

合は、先着順とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家等の機能向上を目的とし、その内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに附属する備品の購入
- (2) 内装、屋根、外壁等の改修
- (3) 家財道具等の運搬及び廃棄
- (4) 屋内及び屋外の清掃（害虫・駆除を含む。）
- (5) 下水道接続に係る工事費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助対象事業の施工業者)

第5条 補助対象事業の施工業者は、地域活性化を図ることを目的に、原則として町内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業者とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、第4条に定める補助対象事業に要した経費の総額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助対象事業の着手前に、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 改修等に要する経費の見積書の写し
- (3) 改修等予定箇所の位置及び改修等の内容の詳細が分かる書類
- (4) 改修等予定箇所の現況写真
- (5) 空き家等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 空き家等の改修等に関する所有者の承諾書の写し（様式第3号。ただし、賃貸借契約の場合のみとする。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通

知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、10日前までに協議を行い、知名町移住定住促進空き家活用事業計画変更申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の変更)

第10条 町長は、交付決定者に係る前条の規定による補助金の交付決定の変更又は中止を決定したときは、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日いずれか早い日までに、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 改修等に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 改修等を実施した状況を確認できる写真
- (3) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金確定通知書を受けたあと、速やかに知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。
 - (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第10号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、別表第1のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるとときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 知名町定住促進空き家活用事業補助金交付要綱（令和2年知名町告示第59号）は、廃止する。

別表第1 (第15条関係)

交付日からの経過年数	返還を求める額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

知名町長様

申請者　現住所
氏名
電話番号

③

知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり知名町移住定住促進空き家活用事業を実施したいので、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

改修を実施する空き家等の 所在地及び管理番号	〒	(物件登録番号：)
空き家等の購入・賃借の別 及び契約日	購入 (契約日 年 月 日)	賃借
当該空き家等の利用目的 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他()		
入居（予定）年月日	年 月 日	
改修の事業内容		
改修に要する経費（税込）	円	
補助金交付申請額	円	
着手予定年月日	年 月 日	
完了予定年月日	年 月 日	
改修施工業者		

添付書類

- (1) 契約書（様式第2号）
- (2) 改修に要する経費に係る見積書の写し
- (3) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (4) 改修予定箇所の現況写真
- (5) 空き家等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 空き家等の改修に関する所有者の承諾書の写し（様式第3号）※賃貸借契約の場合のみ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

物件登録番号：

年 月 日

知名町長様

氏名

㊞

誓約書

私は、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

1. 当該空き家等を住居として利用する場合は、補助対象事業が完了した日から1年以内に、該当する者を転入させること。
2. 知名町が本申請において審査する際に必要な事項・内容について調査することを承諾すること。
3. 以上の事項に違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

（賃貸人）氏名

様

（賃借人）氏名

㊞

空き家等改修に関する所有者の承諾書

私が賃借している下記の物件を以下のとおり改修を行いたいので承諾願います。また、賃貸借契約終了後の原状回復義務の免除についてもあわせて承諾願います。

記

テ

（物件登録番号：）

1. 改修を実施する空
き家等の所在地及び
管理番号 構造：

面積：1階床面積 m² 2階床面積 m²

2. 改修の概要 別紙のとおり

※改修に係る費用は、全て賃借人が負担します。
3. 費用の負担等 ※改修に係る造作費取請求権を放棄し、賃貸借契約終了後の退去
の際も改修に要した費用を賃貸人に一切請求しません。

承諾書

上記について承諾いたします。また、改修後の原状回復義務については免除いたします。
(なお、)

年　月　日

（賃貸人）住所
氏名

印

（注意）

- (1) 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃
貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還
し、1通を保管してください。
- (2) 1の欄は、契約書を参考にして記載してください。
- (3) 改修の概要を示した別紙を添付する必要があります。
- (4) 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日

様

知名町長

年度知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあつた 年度知名町移住定住促進空き家活用
事業補助金については、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付要綱第8条の規定に
より下記のとおり交付することに決定しました

記

1 補助事業に要する経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 交付の条件

改修を実施する空き家等 の所在地及び管理番号	〒	(物件登録番号：)
---------------------------	---	------------

様式第5号（第9条関係）

年　月　日

知名町長様

申請者　氏　名
電話番号

◎

知名町移住定住促進空き家活用事業計画変更申請書

年　月　日付第　　号により補助金交付決定通知のあった上記事業計画を（変更・中止）したいので、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付要綱第9条の規定により、申請いたします。

記

改修を実施する空き家等の所在地及び管理番号	〒　－　　(物件登録番号：　　)	
(変更・中止) 年月日	年	月
(変更・中止) の理由		
変更の内容 (※変更の場合のみ)		
改修に要する経費 (税込)	変更前	変更後
補助金交付申請額	円	円
変更前	変更後	
円	円	

※変更の場合は変更後の改修箇所、見積書を添付すること

様式第6号（第10条関係）

第
年
月
日

様

知名町長

知名町移住定住促進空き家活用事業補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった事業計画の（変更・中止）について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 補助事業に要する経費　　金　円

2 補助金の額　　金　円

3 交付の条件

改修を実施する空き家等の所在地及び管理番号	〒　--	(物件登録番号：　　)
-----------------------	------	-------------

様式第7号（第11条関係）

物件登録番号：

年 月 日

知名町長様

申請者 氏名
電話番号

㊞

知名町移住定住促進空き家活用事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号の交付決定通知に基づき知名町移住定住促進空き家活用事業を実施したので、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 補助事業に要した経費 _____ 円

2. 補助金交付決定額 _____ 円

3. 事業実施期間 着手 年 月 日

完了 年 月 日

4. 添付書類

- (1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収証の写し
- (2) 改修の状況を確認できる写真（改修前、改修後の写真）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

*当該空き家等を住居として利用する者については、事業完了後1年以内に入居者の住民票を提出すること。

様式第8号（第12条関係）

第 年 月 日

様

知名町長

知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度知名町移住定住促進空き家活用
事業補助金については、知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付要綱第12条の規定に
より、下記のとおり確定しました

記

改修を実施する空き家の 所在地及び管理番号	〒 (物件登録番号 :)
事業の名称	
補助金の確定額	円
特記事項	

様式第9号（第13条関係）

物件登録番号：

年 月 日

知名町長様

申請者 氏名

◎

電話番号

知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付請求書

年 月 日付第 号で交付確定通知書に基づく 年度知名
町移住定住促進空き家活用事業補助金を交付くださるよう、知名町移住定住促進空き家活用
事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 請求額 円

2. 領収先

金融機関	支店名
預金種目	普通・当座・その他()
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

※ 口座名義人は、交付決定者（請求者）と同一人としてください。

様式第10号（第15条関係）

第
年
月
日

様

知名町長

知名町移住定住促進空き家活用事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年　　月　　日付第　　号で交付決定した下記の補助金については、次のように
おり交付決定を取消したので、その旨を通知し、併せてその返還を命じます。

記

改修を実施する空き家の 所在地及び管理番号	〒 (物件登録番号：)
補助金の額	円
取消しの理由	
返還を求める金額	円
納付期限	
本通知書到達の日から 60 日以内	

- この処分に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求することができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、知名町を被告として（町長が被告の代表となります。）提起することができます。
なお、この通知を受け取った日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。